

伊丹市訪問介護利用者負担額軽減事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護，第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護及び第115条の45第1項イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担額割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「訪問介護等」という。）の利用について，低所得者に対し，訪問介護利用者負担額減額認定証（以下「認定証」という。）を交付し，利用者負担の軽減を図ることにより，その生活の安定と介護保険制度の円滑な導入に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 認定証を交付する者は，本市に住所を有する者で，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって，平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者とする。

- (1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用して来た者であって，65歳に到達したことで介護保険の対象者となった者。
- (2) 介護保険施行令（平成10年政令第412号）第2条に定める特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で，要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。

(申請)

第3条 認定証の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，訪問介護利用者負担額減額申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(決定及び通知)

第4条 市長は、前述の申請を受けたときは、速やかに審査し、訪問介護利用者負担額減額決定通知書（以下「通知書」という。）を当該申請者に通知の上、認定証を当該申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書及び認定証の様式は、別に定めるものとする。
（減額認定証の有効期限）

第5条 認定証の有効期限は、申請のあった日から最初に到来する7月31日とする。ただし、認定証の交付を受ける資格を有しなくなった場合は、その有しなくなった日までとする。
（認定証の返還）

第6条 認定証の交付を受けた者が、被保険者の資格を喪失した場合は、すみやかに認定証を市長に返還しなければならない。
（助成する額の範囲及び支給）

第7条 助成する額は、法第70条第1項、第78条の2第1項及び第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた事業者（以下「指定訪問介護事業者等」という。）から訪問介護等を受けた場合に対象者が負担すべき額の全額とする。

2 市長は、対象者が指定訪問介護事業者等から訪問介護等を受けた場合には、対象者が当該訪問介護等に関し、指定訪問介護事業者等に支払うべき費用をその者に代わり、指定訪問介護事業者等に支払うものとする。

3 前項の規定による支払いがあったときは、当該訪問介護等を受けた対象者に対し、本事業による助成があったものとみなす。
（審査・支払い事務の委託）

第8条 市長は、前条第2項の規定により指定訪問介護事業者等に支払うべき額の審査及び支払いをする事務を、兵庫県国民健康保険団体連合会に委託することができる。
（不正利得の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正行為によって本事業による助成を受けた者がいるときは、その者から、その支給をうけていた額に

相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 本事業による助成を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の訪問介護利用者負担額補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日以後に受ける訪問介護に係る助成について適用し、同日前に受けた訪問介護に係る助成については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の訪問介護利用者負担額補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日以後に受ける訪問介護に係る助成について適用し、同日前に受けた訪問介護に係る助成については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の訪問介護利用者負担額補助金交付要綱の規定は、平成20年7月1日以後に受ける訪問介護に係る助成について適用し、同日前に受けた訪問介護に係る助成については、なお従前の例による。

付 則

(施 行 期 日)

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 1 2 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日より適用とする。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

訪問介護利用者負担額減額申請書

(法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置)

被 保 険 者	個人番号														
	被保険者番号														
	フリガナ														
	氏名														
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ 〒 - -													
生年月日	年			月			日								
電話番号	-			-											
利用者負担額減額申請理由	・1号被保険者 ・2号被保険者 ・身体障がい者手帳 有・無 (級 No.) 交付年月日														
世 帯 構 成	氏名											生年月日	生計中心者に○		
	世帯主											年	月	日	
	世帯員											年	月	日	
												年	月	日	
												年	月	日	
伊丹市長様 上記のとおり、訪問介護の利用者負担額に係る減額を申請します。 年 月 日 住 所 T E L 申請者 続 柄															

市記入欄

備考 <input type="checkbox"/> 訪問介護の派遣実績確認 <input type="checkbox"/> 生計中心者の所得状況把握	認定等 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 却下 (理由)
	交付年月日 年 月 日
	適用年月日 年 月 日から
	有効期限 年 月 日まで